

## 第3章 計画の基本的な考え方

介護保険制度は、それまで主に家族が担っていた高齢者介護を社会全体で支えていくことを目的として、平成12年(2000)に施行されました。その当時、本市に暮らす65歳以上の高齢者は39,000人弱でしたが、現在は、52,000人を超えるまでに増加し、今後も増加し続けることが見込まれています。一方で、生産年齢人口(15～64歳)は減少し続け、今後もさらに減少していくことが見込まれています。

本計画は、このような中においても、「住み慣れた地域で、自分らしく生きる」という誰もが望む暮らしを、限られた資源と人材により実現し、本市の介護保険事業を安定的かつ持続的に運営していくことを目的に策定しています。

高齢者人口がピークを迎える令和22年(2040)を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある高齢者が増加します。また、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、複合的な課題を抱える世帯も増加し、これらの高齢者を取り巻くニーズの多様化や課題の複雑化への対応が求められることとなります。

全ての高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、基本となる医療・介護サービスの基盤だけでなく、地域社会全体において、高齢者の自主性を尊重しつつ、高齢者の生活を支える仕組みや取組の強化が求められます。そのためには、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが包括的に提供される「地域包括ケア」の更なる深化・推進が必要であり、公助による支援とともに、元気な高齢者も含めた地域住民・ボランティア等の多様な地域資源を活用した自助・互助・共助による地域におけるつながりや支え合いによる支援を広げていく必要があります。

また、上位計画である「第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」において、「誰もが安心して暮らせる地域社会を将来にわたり継続していくために、互いに支え合い、それぞれの生き方を認め合いながら共に暮らしていくことができる地域共生社会の実現を目指します。」と示されていることも踏まえて、地域包括ケアを推進していく必要があります。

更に、第8期計画期間中は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療・介護体制のあり方や、住民の価値観や生活様式に大きな変容をもたらしました。これを踏まえ、本計画では、県の保健医療計画及び老人福祉・介護保険事業支援計画における新興感染症等の感染拡大時の対応との整合を図りながら、取り組んでいくこととなります。

こうした考えのもとで、次のとおり、本計画の目標、行動指針及び具体的な行動目標を定めます。

## 1 計画の目標及び行動指針

前期（第8期）計画では、「高齢者が住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活が継続できること」を目標とし、「自助」と「互助」の取組がさらに活性化されるよう支援し、医療と介護の連携の深化や認知症高齢者やその家族への支援の強化等に取り組みました。また、必要な介護サービス基盤の整備と介護人材の確保・定着に係る施策も推進してきました。

本計画では、高齢者ができる限り健康で支えられる側だけでなく、地域の子どもを含む全世代を支える側として、地域における活動や就業により、自らの役割を見出し、生き生きと暮らせるよう、高齢者の社会参加活動の活性化を図っていきます。

また、医療・介護・福祉の分野において、様々な支援が必要となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における住民・ボランティア団体・事業者の連携と協働を強化し、デジタル技術の活用や人材の確保に積極的に取り組みつつ、先駆的な官民連携の取組を推進し、これまでの価値観に捉われない視点で高齢者福祉の向上に取り組むこととし、

### **「住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」**

を目標に、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、次の2点を行動指針とします。

#### **高齢者の自立を支える**

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生活機能の自立を支援していくとともに、健康づくり・介護予防・交流の場や就労的な活動など社会参加を促し、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合うことのできる社会の形成を進めます。

#### **高齢者の生活を支える**

加齢や疾病の過程でも、高齢者が住み慣れた地域で適切なケアを受けられるよう、身近な地域における介護サービス基盤の整備と介護人材の確保、医療と介護の連携、認知症施策の推進、複合的な課題への相談支援体制の整備を持続可能な形で推進します。

## 2 具体的な行動目標

---

### (1) 地域包括ケアを支える機能の強化

今後、地域包括ケアの更なる深化に取り組み、高齢者の自主性を尊重し、「自立」「生活」を支えるため、行政、医療・介護関係者、そして地域住民が力や知恵を出し合い、地域の高齢者に限らず、生活困窮者、障がい者等の複合的な課題への支援が必要なケースに対応できるよう、重層的支援体制整備事業等による制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という関係を超えた取組を推進し、包摂的な「地域共生社会」の実現を目指します。

本計画では、地域ケア会議における地域課題への検討プロセスを体系的に整理した上で、地域課題の把握と解決に向けて取り組み、資源を効果的に活用できるよう、幅広い関係者間での連携を推進していきます。

地域包括ケアの中核的な役割を担う高齢者あんしん支援センター（出雲市地域包括支援センター）について、高齢者の支援ニーズが複雑化・複合化する中においても、重層的支援体制整備事業において介護分野に限らない包括的な相談支援への対応を効率的に実施するため、当該センター業務のICT化も含めてケアマネジャーの業務支援を図っていきます。

### (2) 健康寿命の延伸・生きがいづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域や自宅で安心して自分らしい生活を継続していくためには、健康づくりや介護予防などに「自ら」取り組むことで健康寿命を延ばすとともに、「お互い」を助け合いながら暮らしていける地域づくりを目指します。

本計画では、地域住民が主体となって取り組む介護予防活動の把握を進め、「通いの場」等についてさらなる活性化を図るとともに、地域リハビリテーション支援体制の構築に向けた検討を行います。

地域における支え合いの体制づくりのための生活支援サービスの充実と担い手確保に取り組むため、介護予防・日常生活支援総合事業を見直し、身体的、社会的に課題を抱えた高齢者に対し、多様な実施主体によるきめ細かいサービス提供体制を構築して継続できるよう、本計画期間中に必要な支援措置を講じていきます。また、働く意欲のある高齢者の就労支援やボランティア活動などの社会参加について、介護予防につながるという視点も踏まえて、シルバー人材センターや出雲市社会福祉協議会等と連携して推進していきます。

### **(3) 安心して暮らせるまちづくり**

医療と介護の両方が必要となる高齢者が、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続していくためには、「在宅医療と介護の一体的な提供」が重要になります。また、認知症高齢者が、その意思を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指します。

本計画では、医療・介護関係者の連携の深化のため、多職種からなる専門職間の連携構築や、医療機関や介護サービス事業者の情報共有の迅速化と業務負担の軽減の取組を進め、効率的かつ効果的な環境づくりを支援していきます。また、身寄りのない高齢者への対応について、医療機関や介護サービス事業所等が可能な限りスムーズに対処できるよう支援していきます。

「認知症基本法」が令和5年6月に公布され、今後、国が策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて県と連携し、「認知症になっても笑顔で暮らせるまちづくり」を基本理念に、認知症に対する正しい理解の普及、早期発見・早期診断等への取組及び認知症支援ネットワークの拡充を進めていきます。

そのほか、高齢者への虐待や消費者被害に適切に対応するとともに、判断能力の低下がみられる高齢者には、成年後見制度を活用するなど本人の権利擁護に取り組みます。

### **(4) 介護サービス基盤の整備**

要支援・要介護状態となった高齢者が、住み慣れた地域で安心した生活を継続していくためには、身近な地域における介護サービス提供体制が必要となります。

本計画では、令和7年度(2025)及び令和22年度(2040)の双方を見据えつつ、将来の介護ニーズを踏まえながら、本計画期間中に必要となる介護サービスの基盤の維持及び整備を行います。

また、今後も高齢化率が上昇する一方で、現役世代の減少は加速する見込みであり、増大する介護ニーズへ対応し、制度を維持していくためにも、介護人材の確保は喫緊の課題であり、人材の確保については重点的に取り組みます。

### 3 施策の体系

本計画では、目標と行動指針のもと、具体的な行動目標を踏まえた、以下のような体系で本市における地域包括ケアを推進していきます。

計画目標	住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現
------	---------------------------------------

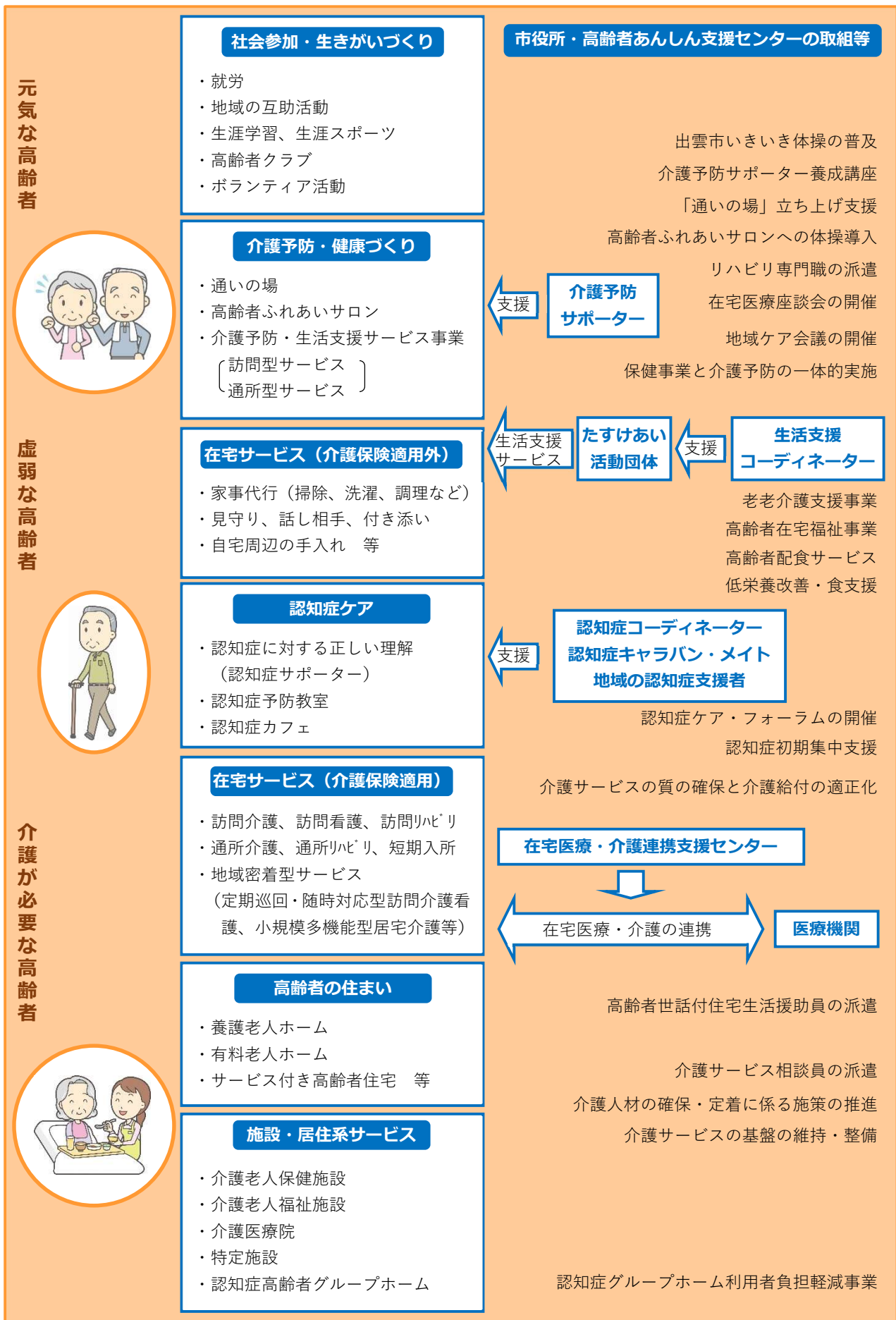


行動指針	高齢者の自立を支える	高齢者の生活を支える
------	------------	------------



具体的な行動目標	<p>第4章 地域包括ケアを支える機能の強化</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域包括ケアシステムの更なる深化</li> <li>2 地域ケア会議の推進</li> <li>3 高齢者あんしん支援センターの機能強化</li> </ol> <p>第5章 健康寿命の延伸・生きがいつくりの推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康づくり・介護予防の推進</li> <li>2 在宅生活を支えるサービスの充実</li> <li>3 高齢者の社会参加と生きがいつくり</li> </ol> <p>第6章 安心して暮らせるまちづくり</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 在宅医療・介護の連携</li> <li>2 認知症ケアの推進</li> <li>3 高齢者の権利擁護</li> <li>4 安心できる住まい</li> </ol> <p>第7章 介護サービス基盤の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 サービス種類別事業費の推計</li> <li>2 介護サービスの基盤整備目標</li> <li>3 介護人材の確保・定着に係る施策の推進</li> <li>4 介護サービスの質の確保と介護給付の適正化</li> <li>5 出雲市独自のサービス</li> <li>6 自然災害・感染症対策に係る体制整備</li> </ol>
----------	--

● 施策の全体像



## 4 施策別の範囲設定

国が示す地域包括ケアシステムでは、概ね 30 分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域が支援体制づくりを進める上での基本の範囲とされていますが、本市では、それぞれの支援について有効な範囲を設定し、支援体制づくりを進めています。具体的には、政策形成など統一的な対応が必要なものはより広範囲の地域で、介護予防活動などよりきめ細かい対応が必要なものはより細分化した地域でカバーする重層的ケアを行っています。施策項目別の範囲設定は以下のとおりです。

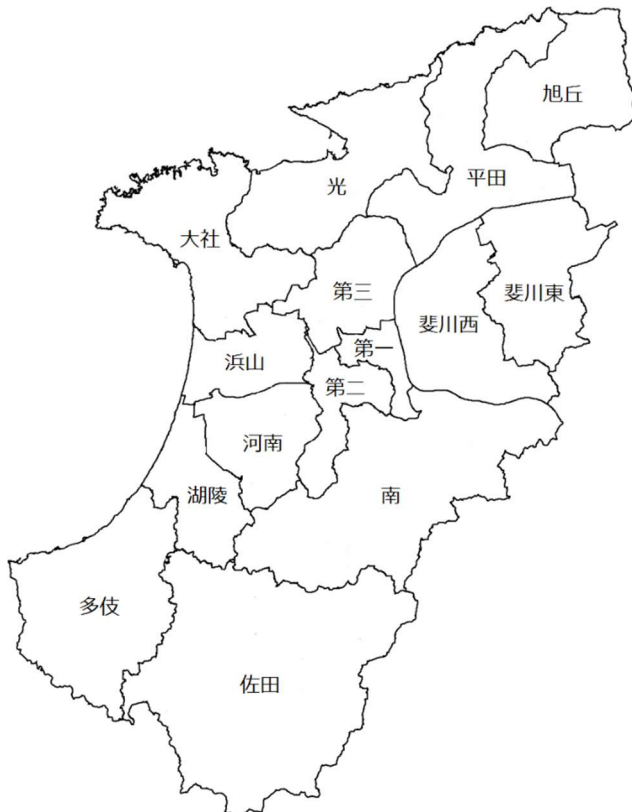
### ○施策項目別の範囲

施策項目	範囲設定	区域数
政策形成、施策の総合調整等	市全域	1 市
相談の受付、ケアマネジャー支援、権利擁護支援等	旧自治体単位	7 地域
介護サービス基盤の整備等	日常生活圏域単位 (概ね中学校区)	15 圏域
介護予防、生活支援※、高齢者の生きがいづくり・見守り等	コミュニティセンター単位	43 地区

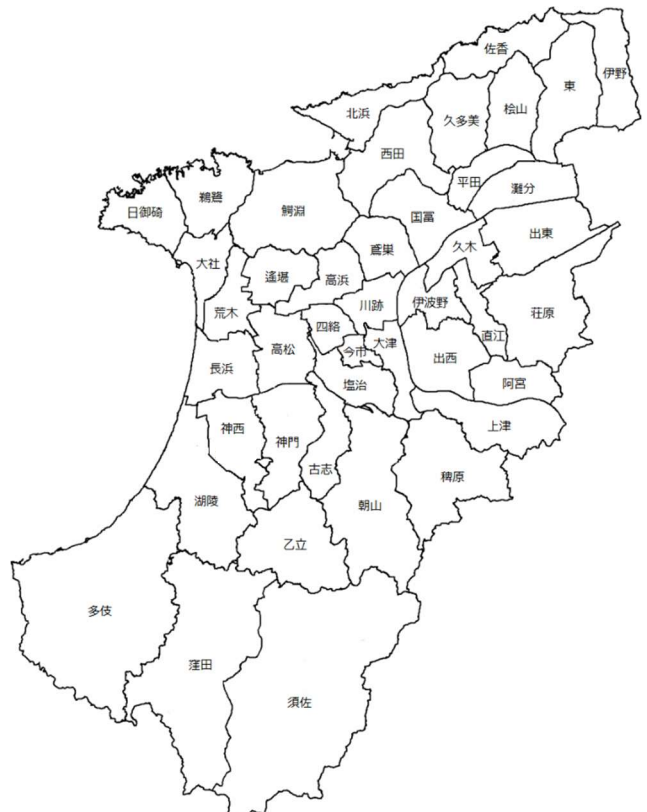
※生活支援は、須佐と窪田を 1 つの地区とした 42 地区で設定しています。

### ○区域図

[日常生活圏域単位 (15 圏域)]



[コミュニティセンター単位 (43 地区)]



○区域別の高齢者人口と高齢化率【令和5年(2023)9月末現在】

市全体 高齢者人口：52,287人（前期高齢者数：23,491人 後期高齢者数：28,796人）  
 高齢化率：30.3%

旧自治体地域				日常生活圏域				コミュニティセンター単位			
地域名	高齢者人口	前期高齢者	高齢化率	圏域名	高齢者人口	前期高齢者	高齢化率	地区名	高齢者人口	前期高齢者	高齢化率
	(人)	後期高齢者			(人)	後期高齢者			(人)	後期高齢者	
出雲	25,429	11,570	26.9	第一	4,769	1,999	29.3	今市	1,986	841	31.8
						2,770		1,145			
				第二	4,399	2,121	25.0	塩冶	3,667	1,158	27.8
						2,278		1,625			
				第三	6,579	3,076	23.1	四絡	2,581	1,772	20.5
										1,394	
								高浜	1,154	540	30.0
										614	
								川跡	2,335	1,117	22.5
				鳶巣	509	232	32.0				
						277					
	浜山	4,387	2,029	27.8	高松	2,756	1,293	25.4			
			2,358		1,463						
	南	2,091	940	44.1	上津	470	209	43.1			
							261				
					稗原	694	313	45.2			
							381				
					朝山	668	316	41.9			
	乙立	259	352	49.9							
	河南	3,204	1,405	26.9	神門	2,077	907	25.0			
1,799			1,170								
神西	1,127	498	31.4								
		629									
佐田	1,409	628	50.0	須佐	782	371	48.8				
		781		411							
窪田	627	257	51.4								
		370									
多伎	1,406	648	44.4	多伎	1,406	648	44.4				
		758		758							
湖陵	1,895	878	38.1	湖陵	1,895	878	38.1				
		1,017		1,017							



旧自治体地域				日常生活圏域				コミュニティセンター単位				
地域名	高齢者人口	前期高齢者	高齢化率	圏域名	高齢者人口	前期高齢者	高齢化率	地区名	高齢者人口	前期高齢者	高齢化率	
	(人)	後期高齢者			(人)	後期高齢者			(人)	後期高齢者		(人)
平田	8,746	3,918	37.4	平田	5,598	2,493	35.6	平田	2,261	991	34.8	
										1,270		
								灘分	1,099	496	34.5	
										603		
								国富	903	398	32.1	
										505		
	久多美	756	363	36.9								
			393									
	佐香	579	245	49.2								
			334									
	旭丘*	4,828			旭丘*	1,818	868	38.4	桧山	463	218	36.3
											245	
東									896	444	39.1	
										452		
伊野									459	206	39.1	
										253		
光*				光*	1,330	557	45.4	西田	594	276	41.2	
										318		
								鰐淵	271	101	49.1	
										170		
北浜	465	180	49.8									
		285										
大社	5,142	2,088	37.0	大社	5,142	2,088	37.0	荒木	1,889	827	31.3	
										1,062		
								杵築	2,058	756	42.0	
		1,302										
	日御碕	289	94	50.5								
			195									
鶴鷺	102	33	62.6									
		69										
遙基	804	378	36.3									
		426										
斐川	8,260	3,761	27.6	斐川東	3,566	1,604	31.6	荘原	2,208	971	29.7	
										1,237		
								出東	1,358	633	35.3	
										725		
	斐川西	4,499			斐川西	4,694	2,157	25.2	出西	1,342	598	26.1
											744	
									阿宮	182	94	46.5
											88	
伊波野	1,452	705	21.3									
		747										
直江	937	406	24.6									
		531										
久木	781	354	31.8									
		427										
7地域				15圏域				43地区				

※旭丘圏域と光圏域は、旧旭丘中学校区と旧光中学校区としています。